

## 10-1 緊急援護物資（防災危機管理課）

(R4.12.1現在)

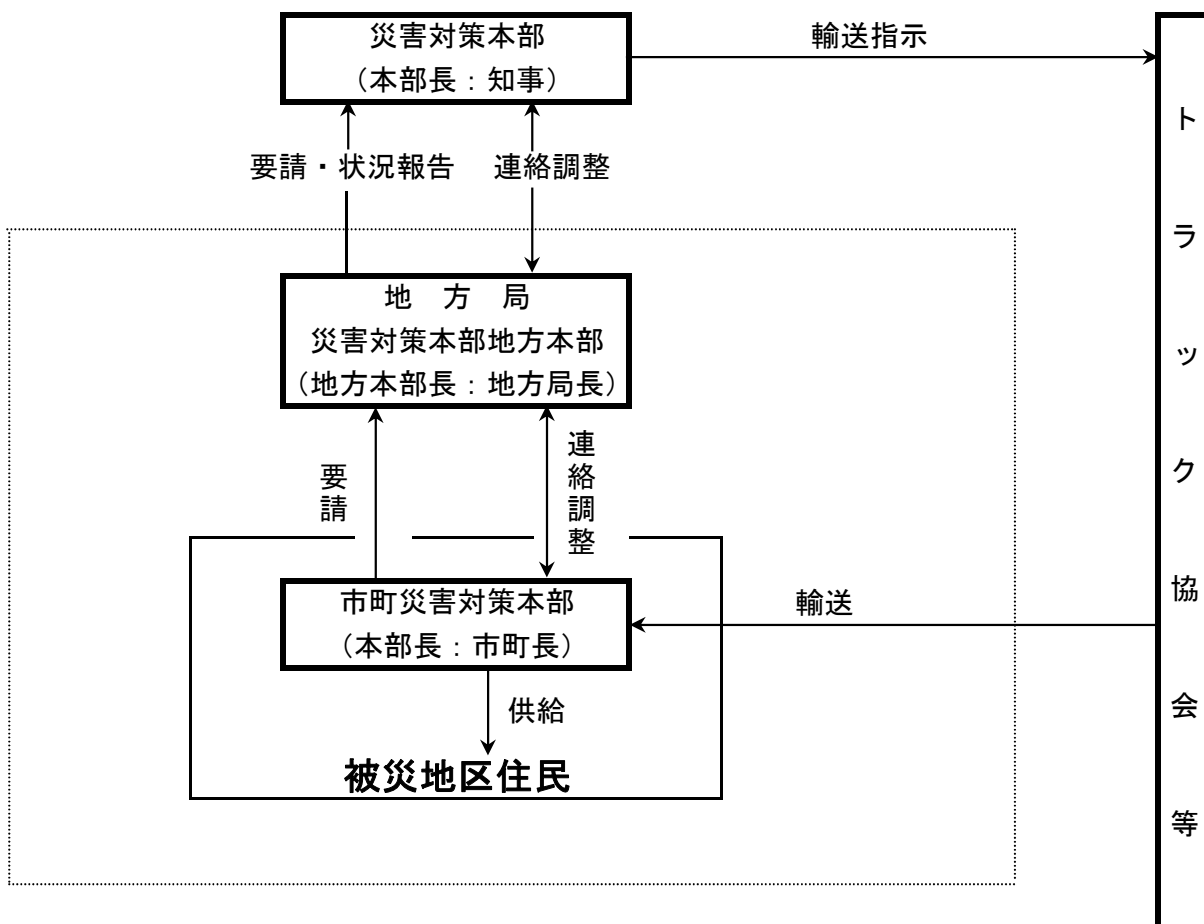
資 機 材 名	数 量
アルファ米（アレルギー対応）	20,000食
粉ミルク（アレルギー対応）	12kg
哺乳ボトル	500本
毛布	7,330枚
日用品セット	1,000セット
担架	50台
ポータブルトイレ及びプライベートスクリーン	50組
抗菌シート	30枚
医薬品	10セット
医療資機材	10セット

※上記掲載物資のほか、避難所等での感染症対策のため、消毒液、非接触式体温計、消毒用オートディスペンサー、有症状者隔離用テント、キャンピングベッド、感染症対策用ガウンセット、段ボールベッド、段ボールパーティション、サーモゲート等を備蓄。

## 10-2 緊急援護物資管理及び輸送体制（防災危機管理課）

[基本的な考え方]

- 被災者に対する物資の供給は、一次的には市町の役割であり、県の備蓄物資は、これに緊急的に応援するもの
- 物資の供給は、市町等から要請があり県災害対策本部長（知事）が必要と認めた場合に行う



10-3 各市町備蓄物資一覧表（防災危機管理課）

令和4年4月1日現在

番号	品目	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	食糧品(食)										(18)	(19)	(20)	(21)	トイレ					(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)
		備蓄箇所	備蓄倉庫 延べ床面積 (㎡)	アルファ 米	内アレル ギー対応	内高齢者 食	乾パン	サバイバル フーズ	クラッカー ビスケット	スティック パン	非常食 セット	保存パン	乾燥餅	即席 味噌汁等	レトルト 食品	即席麺	羊羹	缶詰	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	毛布 代替品 (枚)	マット (枚)	携帯 トイレ (セット)	簡易 トイレ (基)	仮設 トイレ (基)	マンホール トイレ (基)	凝固 防臭剤 (個)	粉ミルク (kg)	内アレル ギー対応	哺乳瓶 (本)	小児用 紙おむつ (枚)	大人用 紙おむつ (枚)	日用品 セット (セット)	生理 用品 セット	タオル (枚)	ブルー シート (枚)	
松山市	203	1,258	79,755	71,366	8,389		4,310	16,447						15,130			30,582	21,452	5,020	600	14,996	5,011	7	110	28,460	194	194	1,534	17,402	5,579	54,657	50,053	1,000	4,254			
今治市	24	2,495	78,800	78,800	21,850	10,920	10,560				15,816			7,200			19,116	7,720		5,075					110,200	16	16	2,976	13,414	13,174	14,606	35,084	516	1,099			
宇和島市	194	1,377	59,165	20,312							879			1,930			119,113	6,959	7,381	4,852			288		51	69,900	568	106	91		40	0	1,295	118			
八幡浜市	97	857	11,725			802		2,236			4,054	400				3,534	9,382	1,107		190			130	22	14,500	32	13	300	4,672	1,080	1,150	10,512	2,000	94			
新居浜市	76	760	6,250	5,700	550			7,080									6,123	9,980					541			19,200	7	7	100	1,740	1,069		740		91		
西条市	109	702	40,800	15,260		6,060		2,826	800								12,000	6,322		5,350			860		211	10,400	31	6		10,290	11,102	100	8,373	3,000	1,070		
大洲市	69	395	3,000	3,000		3,000		3,000			3,000						17,447	942	590	1,000	10	604				38,681	53	13	108	1,356	485		5,785	386	170		
伊予市	46	176	7,685	6,045	1,992	72		288			2,062	490	9,429	850			2,292	1,545	2,233	60	16,630	392		6	86,400	8		96	330	148	95	336	180	92			
四国中央市	14	480	10,950								7,560						10,857	2,138	198				276		67	12,700	10			1,336	512				259		
西予市			17,146	2,600				3,244			4,399	400	120	600			13,260	5,653	9,000	2,865			364				29	6	40	556	160	140	610	39	47		
東温市	21	250	8,350	7,650	700		220	1,352			1,620	1,000					9,960	955					32		34		5	5	480	2,744	1,308		10,260		654		
上島町	11	66	14,550	14,550	14,550		7,043				7,032			7,050			20,784	1,160					52	20		7,000					5,016			5,544		94	
久万高原町	5	88	2,662	1,038	1,947			270					1,150	1,670			2,498	610			120		15		5					268		100	860		88		
松前町	11	100						240			12,017						5,892	12,248					7,250	38		20	3,010				1,712		144		300	60	
砥部町	20	200	3,697	1,966				616			360			1,895		2,721	2,544	843		420			45			1,400			96	1,984	910	100	90	30	154		
内子町	11	200	5,200	4,400								460	532		200		3,315	480					26			3,000	3			1,800			1,290		30		
伊方町	3	100	26,200								27,000		79,820	26,940			105,960	2,000	1,000				50	2		3,000			20	2,600	1,000		500		20		
松野町	8	30	2,451														1,968	840			24		25				7			400	168		300				
鬼北町	19	148	500					2,280			384			1,275			1,830	639	2,000	132	4,600	27			4,600	8		96	1,198	2,160		2,376		228			
愛南町	303	1,146	7,100	7,100		11,496					2,640	7,100		750		6,768	12,720	6,775	6,368				508			21,000	19		1,150	3,584	1,304		600		191		
愛媛県	16	1,344	20,000	20,000														6,930					50			1,500	12	12	500			1,000					
合計	1,260	12,172	405,986	259,787	49,978	32,350	22,133	39,879	800		88,823		83,720	71,991	2,780	800	13,023	407,643	97,298	33,790	20,688	43,536	9,947	27	526	434,951	1,002	378	7,587	67,582	46,975	72,132	133,313	8,746	8,813		

番号	品目	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	その他														(70)	(71)											
		テント (張)	パーソナル テント (張)	担架 (台)	医薬品 (セット)	救急 セット (セット)	懐中 電灯 (個)	カセット コンロ (台)	カセット ボンブ (本)	非常用 飲料水袋 (枚)	給水 容器 (個)	ラップ (巻)	ジャッキ (台)	鋸 (丁)	スコップ (本)	バール (本)	ハンド マイク (本)	ラジオ (台)	浄水器 (台)	間仕切り パネル (セット)	発電機 (台)	投光器 (台)	ポケット ティッシュ (個)	箱 ティッシュ (箱)	トイレ ペーパー (ロール)	トラベル セット (セット)	抗菌 シーツ (枚)	石鹸 (個)	紙皿 (枚)	紙おわん (個)	紙コップ (個)	割り箸 (本)	食器 セット (セット)	リヤカー (台)	メガホン (台)	先われス プーン	電池		
松山市	21	764	92		182		495		33,800					153	493	199	15	150		56	191	191			4,017								30	191					
今治市	10	205	63		181	428	732	4,032	8,650		4,710	77	191	903	200	65	226		17	1,324	113	83		170	4,098			23,492			21,580	23,900		31	42		23,492		
宇和島市	6	68	63	31		102	108	2,387	8,600	380				23	1					2,816	150	255		360										52	52			16	
八幡浜市	350	200	51		8	10								50	43	42					65	65			1,200			6,119	2,500										
新居浜市																				342	194	193																	
西条市			10		16	20			3,190	145										15	103	101	3,000		8,437														
大洲市	6	1,000	1		7			84	1,130		91		59	278	17				1		103	167			384														
伊予市		142	8		48		5		200		960		34	75	24			6	3	696	50	45			480						1,700		1,845				32		
四国中央市		5	6		4	40	22	18	7,160	19				40					2	75	192				2,880													656	
西予市	129	204	21		8	10			1,260	20		8	36	70	7			5		950	50	44		420			2,016									6			
東温市	8	1,310	8		2	28	9	33	900	16		2	5	54	11	26			9	54	56				912								2,100	2	10		520		
上島町		55	39		12				1,417					100	2					35	56		1,378	7,164						21,880	27,150	27,400		6	54				
久万高原町			12			10	7	36		50				12	27	22	27		1	2	3			110												1,149			
松前町						11			510										11	10	20			320	96	500		96	1,960	2,000	1,470	5,000				2,000	120		
砥部町		223	11		8		2		2,000	92	10			13	76		1	7			21	13													2				
内子町						6														100	2	2	700									1,000				1			
伊方町	20		4		2									6	4	2				1	1						27,600	25,200	25,000										
松野町					9	60	9	27						9	9					120	9	22													4				
鬼北町	32	16	6		30	85		157												182	18	18													5			510	
愛南町	113	149	162		173	324			1,272					162	162	324	162			30	36	36				214													
愛媛県		50	50	10																							30												
合計	695	4,391	607	41	690	1,134	1,389	6,774	70,089	722	5,771	99	739	2,354	867	271	926	22	6,655	1,283	1,560	4,448	2,758	29,882	2,516	30	805	2,246	74,983	62,117	89,558	29,875	330	165	3,149	25,346			

10-4 家畜飼料の取扱業者一覧表(畜産課)

	業者名	所在地	取扱飼料	電話番号
1	森井キナコ(株)	四国中央市中曾根町1275	単体飼料	0896232214
2	エヌ・エヌ・エフ・フーズシステムズ株式会社	四国中央市川之江町番外683-53	混合飼料	0896588333
3	株式会社サガネ物流	四国中央市長田中洲1681	混合飼料	0662023231 (本社)
4	住友化学(株)愛媛工場	新居浜市惣開町5番1号	飼料添加物	0897371711
5	アサヒビール(株)四国工場	西条市ひうち2番地6	混合飼料ほか	0897532200
6	(株)植松食糧	今治市松本町5丁目1-20	単体飼料	0898325590
7	伯方果汁(株)	今治市伯方町木浦甲4515-8	単体飼料	0897722825
8	(株)リサイクル加藤	今治市喜田村7丁目2-1	単体飼料	0898350749
9	長崎工業(株)	今治市徳重8番地	単体飼料	0898230404
10	カネミ倉庫(株)	松山市内宮町2004	単体飼料	0899780928
11	(有)サンピオ	松山市緑町1丁目4-8	配合飼料ほか	0899877545
12	(株)えひめ飲料	松山市安城寺町478番地	単体飼料	0899231511
13	(株)中温	松山市小栗1丁目2-28	混合飼料	0899435211
14	(株)程野商店	松山市高岡町285-1	単体飼料	0899713233
15	水口酒造(株)	松山市道後喜多町3-23	混合飼料	0899246616
16	㈱一六本舗	松山市東石井2-22-13	単体飼料	0899635716
17	愛麵(株)	松山市高岡町81-1	単体飼料	0899728100
18	(株) Mizkan	松山市朝生田町2-10-31	単体飼料	0899335438
19	(株)愛南リベラシオ	松山市東野6丁目1-25	水産用混合飼料ほか	0895820023
20	(株)クリピオ	松山市空港通二丁目12-5	混合飼料	0899929810
21	日本ユニプロ株式会社	松山市河原町4番地15	単体飼料	0899454550
22	愛媛県漁業協同組合	松山市二番町4丁目6番地2	水産用混合飼料ほか	0899338879 (代表)
23	有限会社四国フード	松山市今在家3丁目5-24	単体飼料	不明
24	有限会社八木食品	松山市上野町甲1560-1	単体飼料	不明
25	佐々木食品株式会社	松山市西垣生町386-2	単体飼料	不明
26	萩井司郎	松山市中野町甲419-2	単体飼料	不明
27	有限会社北川製館所	松山市末広町5-12	単体飼料	不明
28	有限会社光田商店	松山市福音寺町548-1	単体飼料	不明
29	株式会社クリイジャパン	松山市鷹子町794番地2	単体飼料	不明
30	株式会社純緑農業	松山市朝生田町7-9-22 シェレナ朝生田305号	単体飼料	不明
31	(有)ベンダーサービス	伊予郡松前町北川原1760番地	動物園飼料	0899848866
32	(有)あぐり	伊予郡松前町北川原79-1	混合飼料	0899843617
33	デリカサラダボーイ(株)えひめ工場	伊予郡松前町北川原1101-1	単体飼料	0899852200
34	(株)世起	伊予郡松前町北川原1240-1	単体飼料	0899846658
35	全国農業協同組合連合会	伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771-18	単体飼料	不明
36	ヤマキテクノロジーズ株式会社	伊予市米湊1698-6	単体飼料	0899823421
37	有限会社谷岡米穀店	伊予市下吾川1380-4	単体飼料	不明
38	株式会社四国シキシマパン	松山工場(伊予郡砥部町岩谷口110番地)	単体飼料	不明
39	株式会社タカキベーカリー	伊予郡砥部町重光7-2(松山工場)	単体飼料	不明
40	(株)マテラ	東温市河之内乙858-2	単体飼料	0899664611
41	(有)中川食品	大洲市大洲253-2	単体飼料	0893242881
42	矢野味噌(有)	大洲市中村544-1	単体飼料	0893242404
43	直本豆腐店	大洲市若宮228	単体飼料	0893243610
44	(株)あわしま堂	八幡浜市保内町川之石1-237-53	単体飼料	0894362177
45	朝日共販(株)	西予市和郡伊方町川之浜652-1	単体飼料	0894530776
46	東宇和農業協同組合	西予市宇和町卯之町二丁目462番地	配合飼料ほか	0894621211
47	(株)グリーンヒル	西予市野村町阿下6号380番地	混合飼料	0894720555
48	(株)ダイニチ	宇和島市丸徳甲1064-2	水産用配合飼料	0895273200
49	東海シープロ(株)宇和島工場	宇和島市下波4797番地1	水産用配合飼料	0895290309
50	(株)ヨコイ	宇和島市弁天町1-1-15	水産用配合飼料	0895254666
51	(株)南予ビージョイ	宇和島市弁天町2丁目1番3号	水産用配合飼料	0895252800
52	イヨスイ(株)	宇和島市住吉町3丁目1番8号	水産用配合飼料	0895245665
53	(株)ヨンキョウ	宇和島市築地町2丁目318-235	水産用配合飼料ほか	0895240001
54	秀長水産(株)	宇和島市築地町2-6-24	水産用配合飼料	0895253305
55	辻水産(株)	宇和島市恵美須町2-3-1	水産用配合飼料	0895246161
56	宇和島養魚飼料(株)	宇和島市坂下津字向山381番地95	水産用配合飼料	0895233001
57	J A 西日本くみあい飼料(株)宇和島工場	宇和島市坂下津字向山381	配合飼料	0895224710
58	農事組合法人 増穂生産組合	宇和島市津島町増穂丙1456-1	単体飼料	不明
59	愛工房㈱	宇和島市吉田町立間2-146	単体飼料	0895521121
60	(有)中田水産	宇和島市坂下津甲3	水産用混合飼料	0895280305
61	農事組合法人ばぶら愛南	南宇和郡愛南町広見2732	単体飼料	0895842929
62	沢近豆腐店	南宇和郡愛南町垣内522-2	単体飼料	0895720961
1	北辰商事(株)	四国中央市川之江町4069	配合飼料	0896580351
2	うま農業協同組合	四国中央市三島金子2丁目4-23	配合飼料ほか	0869245500
3	ソカサ微研㈱	四国中央市金生町山田井乙266-3	配合飼料ほか	0896587010
4	イオンリテール(株)	四国中央市妻島町上樋之上1795-1	配合飼料ほか	不明
5	住友商事(株)	新居浜市新田町3丁目2番27号	配合飼料ほか	0897335181
6	えひめ未来農業協同組合	新居浜市田所町3-63	配合飼料ほか	0897371110
7	(株)藤田精麦	西条市洲ノ内甲638番地	単体飼料	0897562095
8	マルノー物産(株)	西条市ひうち6番地19	配合飼料ほか	0897532159
9	(株)アサヒビールフィード	西条市ひうち2番地6	混合飼料ほか	0897569531
10	周桑農業協同組合	西条市丹原町池田1701番地1	配合飼料ほか	0898687800
11	(有)サイキ開発	西条市丹原町田野上方481番地1	配合飼料	0898683001

	業者名	所在地	取扱飼料	電話番号
12	サカイ商事(株)	西条市飯岡1918	配合飼料ほか	0897552722
13	ブーキートレーディング(株)	西条市飯岡1918	配合飼料ほか	0897552722
14	酒井商店(株)	今治市小泉3-1-3	配合飼料	0898325500
15	遠山商店(株)	今治市中日吉町3丁目4番12号	配合飼料ほか	0898220546
16	(有)日清食材	今治市北日吉町3-2-13	配合飼料	0898337275
17	(株)カネカサンスパイス四国支店	今治市南宝来町2丁目2-1	混合飼料	0898253060
18	門田鋼材(株)	今治市東門町4丁目3-52	単体飼料	0898221917
19	(有)越智巧商店	今治市上浦町井口6656	配合飼料	0897872015
20	越智今治農業協同組合	今治市北宝来町1丁目1番地5	配合飼料	0898341800
21	今治立花農業協同組合	今治市北鳥生町3-3-14	配合飼料ほか	0898230246
22	(有)もりかわ	今治市北鳥生町3丁目1番6号	配合飼料ほか	0898225504
23	(株)ベツト真木	今治市共栄町1丁目4番地14	配合飼料	0898311025
24	近藤久	今治市常盤町6丁目5-15	配合飼料ほか	0898224425
25	(株)コメリ	大西店(今治市大西町脇甲838)	配合飼料	0898362220
26	(有)自然環境エヒメ	今治市阿方甲182-7	混合飼料	0898250140
27	(株)波止浜スーパー	今治市地堀2-3-7	混合飼料	0898419454
28	榊竹宝	今治市玉川町三反地甲30-4	単体飼料	0898554000
29	愛媛飼料産業(株)	松山市枝松5丁目8-30	配合飼料ほか	0899453311
30	四国糧油(株)	松山市内宮町2004	単体飼料	0899780986
31	南海物産(株)	松山市古三津3-20-38	単体飼料	0899521230
32	東海澱粉(株)	松山市北吉田町1012-4	配合飼料	0899651171
33	村上産業(株)	松山市本町1丁目2番地1	配合飼料	0899473111
34	(株)リックコーポレーション	松山久米店(松山市久米窪田町1164-1)	配合飼料	0899556500
35	(株)グリナーズ	松山市津吉町1217	混合飼料	0899631030
36	エコマリンインターナショナル(株)	松山市宮野1635	水産用混合飼料	0899975311
37	松山市農業協同組合	松山市三番町八丁目325-1	配合飼料ほか	0899461611
38	えひめ中央農業協同組合	松山市千舟町8丁目128番地1	配合飼料ほか	0899432121
39	コスモ産業(株)	松山市中野町甲185-8	混合飼料ほか	0899631171
40	(株)愛媛洋行	松山市平井町甲1243番地3	動物園飼料ほか	0899757311
41	義野商店	松山市北条780番地	配合飼料ほか	0899920048
42	西村ジョイ(株)	松山市朝生田町4丁目4-32	単体飼料ほか	0899242277
43	(株)マルナカ	松山市下灘波甲227番2	配合飼料ほか	0899357000
44	コーナン商事(株)	松山市大可賀3丁目670-11	愛玩用飼料	0899921200
45	(有)モンド	松山市湯の山東1-3-4	単体飼料	0899770671
46	三浦工業(株)	松山市堀江町7番地	単体飼料	0899791111
47	グローバルペットケア(株)	松山営業所(松山市空港通7-15-12空ビルNAKAYA2F)	愛玩用飼料ほか	不明
48	(有)イー・エー・エス・イー	松山市久万の台948-1	単体飼料	0899277283
49	(株)シンツ	松山市空港通2-12-5	配合飼料ほか	0899748005
50	愛媛県農業共済組合	松山市二番町4丁目4-2	混合飼料ほか	0899418135
51	国土交通省大阪航空局(松山空港)	松山市南吉田町	単体飼料	不明
52	(株)アミーゴ	松山市久米窪田町1164-1	愛玩用飼料ほか	0899556500
53	高知食糧(株)	松山市余戸東1丁目4-11	配合飼料	0888405000(本社)
54	讃岐塩販売株式会社	松山営業所(松山市南吉田町1681番地1)	単体飼料	0877474640(本社)
55	鶴崎商事株式会社	松山市本町3丁目1-19	単体飼料	不明
56	株式会社DCM	松山市美沢1丁目9番1号	配合飼料	0899271111
57	(株)エーツーレジャー	伊予郡松前町北川原1760番地	配合飼料	不明
58	(株)ひごベツトフレンドリー	伊予郡松前町筒井850	配合飼料	0899616525
59	松山医薬品株式会社	松山営業所(伊予市下吾川1221-2)	配合飼料ほか	0899948080
60	藤掛愛奈	伊予市下吾川1123-46	配合飼料	不明
61	MPアグロ㈱	松山支店(伊予郡砥部町八倉158-1)	混合飼料ほか	0899690252
62	愛媛県酪農業協同組合連合会	東温市南方955-1	配合飼料	0899661400
63	日本ディーアルシステム(株)	東温市北方甲3102番地	配合飼料ほか	0899661231
64	(株)サンダイコー	松山営業所(東温市南方2295-1)	配合飼料ほか	0899663560
65	田井牧場 田井喜美香	東温市松瀬川鳥ノ子861	単体飼料	不明
66	愛媛たいき農業協同組合	大洲市東大洲508	配合飼料ほか	0893244181
67	(株)マテラプラス	大洲市平野町野田乙888-1	単体飼料	不明
68	岩木屋商店	八幡浜市本町57	配合飼料	0894223344
69	愛媛マルハ(株)	八幡浜市1079番地	配合飼料ほか	0894220007
70	(株)マルミ	八幡浜市1522番地18	水産用配合飼料	0894222811
71	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市大字向灘2351-2	配合飼料ほか	0894230300
72	(有)中江	八幡浜市穴井3-756-2	水産用配合飼料ほか	0894280789
73	西宇和農業協同組合	八幡浜市江戸岡1丁目12-10	配合飼料ほか	0894241111
74	井上ベツトショップ	八幡浜市大黒町1-2	愛玩用飼料	0894225021
75	西南開発(株)	八幡浜市保内町宮内1-300-1	単体飼料	894360651
76	四国フィードワン販売㈱	八幡浜市産業通1-25	配合飼料ほか	不明
77	ソジ糖化工業株式会社	八幡浜市天神通1479の2	単体飼料ほか	不明
78	伊方サービス(株)	西宇和郡伊方町九町宇浦安1-1349-1	単体飼料	0894390880
79	土居商店(有)	西予市宇和町卯之町5-247-1	配合飼料ほか	0894621197
80	農事組合法人南予畜産組合	西予市三瓶町朝立1番耕地310-20	配合飼料	0894332316
81	(有)トップ	西予市三瓶町朝立6番耕地128番地1	配合飼料ほか	0894331446
82	(株)マルキヨ	西予市宇和町卯之町2丁目404	単体飼料	0894627533
83	愛媛酪農機販売㈱	西予市野村町野村11-394-1	混合飼料	0894720568
84	農事組合法人JRB	西予市宇和町伊崎426番地	単体飼料	不明
85	日清丸紅飼料(株)宇和島水産倉庫	宇和島市坂下津甲381-130	配合飼料ほか	不明

販  
売  
業  
者

	業者名	所在地	取扱飼料	電話番号
86	(株) マスタニ	宇和島市寄松甲1001番地の1	単体飼料	0895270740
87	(株) 三瀬商店	宇和島市吉田町魚棚72	配合飼料ほか	0895522201
88	坂本飼料(株)	宇和島市弁天町1-1-13	水産用配合飼料	0895233325
89	三原産業(株)	宇和島市寿町2丁目9-12	配合飼料ほか	0895225656
90	(株) ニチモウマリカルチャー	宇和島市丸之内4丁目1番19号	水産用配合飼料ほか	0895253656
91	(有) 四国サブリ	宇和島市保田甲647番地23	水産用配合飼料ほか	0895203256
92	日本農産工業(株)	水産飼料部宇和島営業所(宇和島市住吉町1丁目7-1)	配合飼料ほか	0895238260
93	伊藤忠飼料(株)四国営業課	宇和島市坂下津字向山381	水産用配合飼料	0895254070
94	富士産業(株)愛媛営業所	宇和島市坂下津甲407-170	水産用配合飼料ほか	0895241255
95	(株) ヒガシマル四国営業所	宇和島市築地町2丁目7番11号	配合飼料ほか	0895243173
96	(有) 宇和島食糧	宇和島市朝日町1丁目6番24号	単体飼料	0895225285
97	(有) ツムラ薬品	宇和島市御徒町1-6	水産用配合飼料ほか	0895243672
98	えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港3丁目303番地	配合飼料ほか	0895228111
99	宇和島水産餌料(株)	宇和島市坂下津甲381	水産用配合飼料ほか	0895223210
100	(有) モリスイ	宇和島市高串2-1285	水産用配合飼料ほか	0895259300
101	(有) 丸広水産	宇和島市築地町2丁目5-22	水産用配合飼料	0895256336
102	板崎商店	宇和島市津島町上畑地甲1578-2	水産用配合飼料ほか	0895325117
103	(有) 宇和島製核	宇和島市三間町戸雁1027番地	水産用配合飼料ほか	0895584372
104	一万田商店	宇和島市朝日町3丁目3-20	水産用配合飼料ほか	0895232919
105	(有) アクアプラス	宇和島市築地町2丁目2-7	配合飼料ほか	0895265577
106	清家興業(有)	宇和島市寄松甲1000-1	配合飼料ほか	0895273184
107	㈱レオリン	宇和島倉庫(宇和島市坂下津甲381-241)	配合飼料ほか	不明
108	ダイレックス㈱	伊予津島店(宇和島市津島町高田内128)	配合飼料	0895208560
109	㈱バイオニア通商	宇和島営業所(宇和島市高串1-494-1)	水産用配合飼料ほか	0895238864
110	(株) タイチ	宇和島市小池1679番地2	水産用混合飼料	0895280248
111	㈱近藤公久商店	宇和島市伊吹町487	水産用配合飼料ほか	0895287888
112	日本シープロ(株)	宇和島市坂下津381-126	水産用配合飼料ほか	不明
113	フィード・ワン(株)	宇和島市坂下津字向山381	配合飼料ほか	0453112361(本社)
114	(株) 宇和島プロジェクト	宇和島市坂下津甲94-13	配合飼料ほか	0895280180
115	株式会社 UTAKICHI	宇和島市遊子2946番地	配合飼料	不明
116	株式会社 ジースリー	宇和島市寄松甲212番地9	配合飼料	不明
117	(有) 広見鶏卵	北宇和郡鬼北町大字出目2147-1	配合飼料	0895452751
118	バイオ科学販売(株)	南宇和郡愛南町御荘平城186	水産用配合飼料ほか	0895725599
119	(有) 丸孝水産	南宇和郡愛南町御荘長洲1311-12	水産用配合飼料ほか	0895731888
120	松下水産	南宇和郡愛南町城辺2185	水産用配合飼料ほか	0895726238
121	久良漁業協同組合	南宇和郡愛南町久良1200番地2	水産用配合飼料ほか	0895721225
122	岡長水産(有)	南宇和郡愛南町垣内511番地1	水産用単体飼料	0895720318
123	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町舗越166-3	配合飼料ほか	0895721135
124	キョクヨーフーズ株式会社	北宇和郡松野町延野々830	単体飼料	不明
125	株式会社マリンパース	北宇和郡松野町大字延野々775(ナンレイ株式会社 松野工場)	水産用配合飼料	不明
1	輸 阿川食品(株)	伊予市上野955番地	単体飼料	0899825101
2	入 バイオ科学販売(株)	南宇和郡愛南町御荘平城186	水産用配合飼料ほか	0895725599

## 10-5 米穀の調達に関する協定書

愛媛県知事 加戸守行（以下「甲」という。）と株式会社ひめライス 代表取締役 重川 鐵（以下「乙」という。）の間に、災害発生時における米穀の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における米穀の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する米穀の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、米穀の調達について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達要請の方法）

第3条 第1条の調達要請は、原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし、文書によって要請するいとまのないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（米穀の価格）

第4条 米穀の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（米穀の引取）

第5条 米穀の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達した米穀を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

3 甲が引取った米穀の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、平成15年4月1日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、乙が廃業したときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成15年4月1日

甲 松山市一番町4丁目4番地2  
愛媛県知事 加戸 守行

乙 伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771番25  
株式会社ひめライス  
代表取締役 重川 鐵

## 米穀の調達に関する協定書

愛媛県知事 加戸守行（以下「甲」という。）と株式会社あいしょく 代表取締役 長井隆文（以下「乙」という。）の間に、災害発生時における米穀の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における米穀の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する米穀の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、米穀の調達について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達要請の方法）

第3条 第1条の調達要請は、原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし、文書によって要請するいとまのないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（米穀の価格）

第4条 米穀の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（米穀の引取）

第5条 米穀の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達した米穀を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

3 甲が引取った米穀の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、平成19年6月22日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、乙が廃業したときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年6月22日

甲 松山市一番町4丁目4番2号  
愛媛県知事 加戸 守行

乙 東温市南方2222番地3  
株式会社 あいしょく  
代表取締役 長井 隆文



## 10-6 災害救助に必要な物資の調達に関する協定（経営支援課）

愛媛県知事 加戸守行（以下「甲」という。）と株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 石川富治郎（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 愛媛県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資調達要請文書（別紙1）の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又はファクシミリ、電子メール等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、集積場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（代金の支払）

第7条 甲が引き取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（調達可能数量の報告）

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年9月1日現在の物資の調達可能数量及び県内搬入方法を物資調達可能数量報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

（担当者等の報告）

第9条 甲と乙は、この協定にかかる担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（市町村長協定との調整）

第10条 乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成15年4月9日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げるすべての物資を扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成15年4月9日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 加戸守行

松山市湊町5丁目1番地1  
乙 株式会社伊予鉄高島屋  
代表取締役社長 石川 富治郎

（注）同様の協定を以下の3社と締結している。

※株式会社三越松山店は平成22年4月に株式会社松山三越に承継

会社名	協定締結年月日	協定締結者
ダイキ株式会社	平成15年4月9日	代表取締役社長 山下 雄輔
株式会社フジ	平成15年4月9日	代表取締役社長 時任 紀邦
株式会社三越松山店	平成15年4月9日	店長 武井 俊比古



別 表

調達物資の範囲

1 食料及び飲料

おにぎり 弁当 パン 缶詰 水 飲料 牛乳 粉ミルク カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 佃煮 味噌醤油 塩
--	---

2 生活必需品等

毛布 テント シャツ 下着類 作業着、トレーニングウェア タオル 軍手 サラシ 雨具 おむつ（紙） おむつカバー 生理用品 石鹸、洗剤、 ちり紙 なべ	ハンゴ やかん バケツ ポリ袋 皿、茶碗 ハシ、スプーン 哺乳ビン マッチ、ライター ローソク 懐中電灯 乾電池 運動靴 卓上コンロ、卓上ボンベ L P ガス、L P ガス器具
---	---

(法人名)

(代表者) 殿

愛媛県知事

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、協定第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量	搬 入 希 望 場 所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課

担当

電話

E-mail

別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 殿

(法人名)  
(代表者名)

災害救助に必要な物資の調達に関する協定第4条により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

別紙3 物資調達可能数量報告書（第8条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 殿

(法人名)

(代表者名)

災害救助に必要な物資の調達に関する協定第8条により、当社の物資調達可能数量を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

品 目	数 量	品 目	数 量

2 搬入場所及び方法

- ① 県の指定場所まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で県に引渡し（ 県 市・町・村）
- ③ その他（ ）  
搬入方法（ ）

3 災害時の当社連絡先（不通の場合を想定し、できるだけ多く記入する。）

順位	所 在 地	担当部署	担当者名	電話番号,メールアドレス等
1				
2				
3				

4 その他連絡事項

( )

愛媛県と愛媛県石油商業組合とは、平成17年2月14日及び平成28年12月27日に締結した「災害時における自動車の燃料等の調達に関する協定」の全部を変更し、次のとおり協定する。

変更後の協定は、平成29年3月31日から効力を有するものとする。

## 10-7 災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、災害時の対策に必要な自動車の燃料等（以下「燃料等」という。）の調達及び帰宅困難者等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、愛媛県内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、燃料等の調達又は帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）の支援の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する自動車等への燃料の優先供給
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所等のほか、医療機関、社会福祉施設等（各施設が費用を負担することを前提として、甲が特に必要と認めたものに限る。）への燃料の優先供給
- (3) 乙が取り扱う物資（前2号に規定する燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 帰宅困難者等に対する給油所（乙の組合員が営業するものに限る。以下同じ。）の一時休憩所としての開放（水道水、トイレ等の提供を含む。）
- (5) 給油所での帰宅困難者等に対する災害情報、通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 給油所での傷病者である帰宅困難者等に係る救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項第1号から第3号までに掲げる業務（以下「燃料等調達業務」という。）については、県は、愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県知事から支援を要請された場合又は支援の必要が認められる場合において燃料等を調達する必要があると認めるときも、乙に対し協力を要請することができる。

3 甲及び乙は、帰宅困難者等の支援に関し、第1項第4号から第6号までに掲げる業務（以下「帰宅困難者等支援業務」という。）以外の事項についても、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（要請の方法）

第2条 燃料等調達業務に係る前条第1項及び第2項の要請は燃料等調達要請文書（別紙1）を、帰宅困難者等支援業務に係る同条第1項の要請は帰宅困難者等支援要請文書（別紙2）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 燃料等調達業務に係る第1条第1項又は第2項の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

2 帰宅困難者等支援業務に係る第1条第1項の要請を受けたときは、乙は可能な範囲内において支援を実施するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないとみられるときは、甲の要請を待たずに、帰宅困難者等支援業務を実施するよう努めるものとする。

(燃料等の対価)

第4条 燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づき供給された燃料等の対価及びその運搬費用は、甲（第1条第1項第2号の医療機関、社会福祉施設等に供給した場合にあっては、当該医療機関、社会福祉施設等。次項及び次条において同じ。）が負担するものとする。

2 前項の費用は、燃料等の供給後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

3 帰宅困難者等支援業務の実施に要した費用は、当該業務を実施した者が負担するものとする。

(代金の支払)

第5条 甲が供給を受けた燃料等の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づく燃料等の供給に際し、やむを得ない事由が発生したことにより供給を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(協力体制の構築等)

第7条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため、平常時から防災に関し、必要な対策について協議し、その実施等について協力するものとする。

2 乙は、この協定に基づいて燃料等を供給することができる県内の給油取扱所の一覧（別紙4）を作成し、この協定の成立の日及び記載内容に変更があった場合に、甲に報告するものとする。

3 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

4 甲は、災害時等に乙が燃料等の供給能力を十分に発揮できるよう、内閣が閣議決定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に留意するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成17年2月14日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月31日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 中村 時 広

松山市愛光町1番24号  
乙 愛媛県石油商業組合  
理事長 三原 英 人

愛媛県石油商業組合  
理事長 殿

愛媛県知事

災害時における自動車の燃料等の調達の要請について

災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、協定第3条第1項に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する燃料等

要 請 期 間	要請する油種又は物資	要 請 数 量	対象給油取扱所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課  
担当  
電話  
E-mail



愛媛県石油商業組合  
理事長 殿

愛媛県知事

災害時における帰宅困難者等の支援の要請について

災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請する帰宅困難者等の支援内容

2 要請期間

3 対象地域

4 問い合わせ先

部 課

担当

電話

E-mail

愛媛県知事 殿

愛媛県石油商業組合  
理事長

災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定第3条第1項により、  
当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

該当給油取扱所に対する燃料等の供給要請状況

供給可能年月日	対象油種又は物資	供給可能数量	給油取扱所

別紙4 給油取扱所一覧（第7条関係）

給 油 取 扱 所 一 覧

（ 年 月 日現在）

給油所の名称	所 在 地	電話番号（FAX）

注 既存の資料をもって、この様式に替えることができるものとする。

## 10-8 災害時における生活必需物資の調達に関する協定

(防災危機管理課)

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その製造又は調達が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が製造又は調達可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、物資発注書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、

乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町に代行させることができる。

4 甲は、当該場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。

(費用負担)

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく災害発生直前時の販売価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店又は配送業者等の関係者に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるものとするが、甲は、乙がフランチャイズ契約等の制限から関係者に協定の履行を強制することが困難な場合があることを承認する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた

事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年2月14日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県  
知 事

大阪府吹田市豊津町9番1号

乙 株式会社ローソン  
代表取締役社長

別 表

確保が必要な物資

期間	発災直後	発災後3～4日まで	3～4日以降
想定	ライフラインストップ	電気・水道復旧	電気・水道復旧
食料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 (水・お茶) 牛 乳 その他	(主食+副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲 料 (水・お茶等) 果 実 牛 乳 その他	(自炊の為の食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 マヨネーズ 牛 乳 その他
物資	日用品 下着類、タオル、軍手、雨具、オムツ (紙)、生理用品、石鹼、洗剤、 ちり紙、箸、スプーン、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、 カセットボンベ、ローソク、携帯ラジオ、携帯電話用充電器、その他		

※ 上記以外に必要な物資については、打ち合わせる事。



別紙1

物 資 発 注 書

第 号  
平成 年 月 日

(法人名)  
(代表者) 殿

愛媛県知事

災害時における生活必需物資の調達の要請について

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」第1条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

調達要請期間	調達要請物資	調達要請数量	引渡し希望場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

(注) 調達要請数量は、1日あたりの数量とする。

問い合わせ先 部 課

担当

TEL

E-mail

FAX

別紙2

措置状況報告書

平成 年 月 日

愛媛県知事

殿

(法人名)

(代表者)

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」第4条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達可能物資	調達可能数量	引渡し場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 愛媛県の引渡し希望場所まで当社が搬入する。
- ② 当社が指定する場所で愛媛県に引き渡す。
- ③ その他

運搬方法（陸路、空路、海路）

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

別紙3

担当者連絡先報告書

平成 年 月 日

殿

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」第8条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所 属	担当者名	電話(FAX)番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

(注)電話(FAX)番号は、緊急時に使用するものです。

愛媛県と愛媛県生活協同組合連合会とは、平成17年2月14日に締結した「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」の全部を変更し、次のとおり協定する。変更後の協定は、平成30年3月27日から効力を有するものとする。

## 10-9 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達、運搬、輸送及び保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認められるときには、乙に対し、次条に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

### （協力内容）

第2条 甲が乙に協力を要請できる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙が調達可能な物資の供給
- (2) 乙に加盟する消費生活協同組合（以下「会員生協」という。）の車両による物資の輸送
- (3) 会員生協の施設における物資の受入、仕分け、保管・管理及び出庫等（以下「保管等」という。）
- (4) 災害対策本部における物資供給業務に関する助言等

### （協力範囲）

第3条 前条第1号の規定に基づき甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうちから、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （協力実施）

第4条 乙は、第2条に掲げる業務について甲から協力要請を受けたときは、会員生協を通じ、当該業務への協力等に積極的に努めるものとする。

### （要請の方法等）

第5条 第2条に掲げる業務の要請は、協力要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第6条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

2 乙は、乙と会員生協との連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来たさないよう常に点検・改善に努めるものとする。

#### (物資の運搬、引き渡し)

- 第7条 第2条第1号の規定に基づく物資の引き渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として会員生協が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。
- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
  - 3 甲は、前項による引き取りを市町に代行させることができる。

#### (費用負担)

- 第8条 第2条第1号の規定により、会員生協が供給した商品の対価及び会員生協が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。
  - 3 第2条第2号及び第3号の規定により実施した物資の輸送及び保管等に係る費用は、甲が負担するものとし、金額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
  - 4 第2条第4号の規定により実施した業務に係る費用に関する甲の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (代金等の支払)

- 第9条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた代金等を速やかに支払うものとする。

#### (担当者等の報告)

- 第10条 甲と乙は、この協定にかかる担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

#### (協議)

- 第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

#### (有効期間)

- 第12条 この協定は、平成30年3月27日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月27日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 中村 時 広

松山市朝生田町3丁目1番12号  
乙 愛媛県生活協同組合連合会  
会長理事 松 本 等

## 別 表

### 調達物資の範囲

#### 1 食料及び飲料

おにぎり 弁当 パン 缶詰 水 飲料 牛乳 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 佃煮 味噌・醤油 塩 粉ミルク
--	--

#### 2 生活必需品等

タオル 雨具 おむつ（紙） おむつカバー 生理用品 石鹼、洗剤 ちり紙、ティッシュペーパー トイレットペーパー ポリ袋 皿、茶碗 はし、スプーン マッチ、ライター ローソク 懐中電灯 乾電池  蚊取線香（夏期） 使い捨てカイロ（冬期）	軍手 サラシ なべ やかん バケツ 哺乳ビン 毛布 テント シャツ 下着類 作業着、トレーニングウェア 飯合 運動靴 卓上コンロ、卓上ボンベ LP ガス、LP ガス器具
--	--

愛媛県生活協同組合連合会  
会長 殿

愛媛県知事

災害時における生活必需物資の調達等の要請について  
災害時における生活必需物資の調達等に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。  
なお、本要請に対する措置について、協定第6条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

1 物資の供給業務（第2条第1号関係）

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 調達要請数量は、1日あたりの数量とする。

2 物資の輸送業務（第2条第2号関係）

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで

3 物資の保管等の業務（第2条第3号関係）

主な保管品目	数量	保管期間	保管施設を要する地域名
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

4 災害対策本部における物資供給業務に関する助言等の業務（第2条第4号関係）

業務内容	人数	派遣期間	派遣場所
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

問い合わせ先 部 課  
担当  
電話  
E-mail



別紙2 措置状況報告書（第6条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事

殿

愛媛県生活協同組合連合会  
会長

災害時における生活必需物資の調達等に関する協定第6条により、当連合会の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 物資の供給業務（第2条第1号関係）

供給期間	供給物資	供給数量	引渡し場所

2 物資の輸送業務（第2条第2号関係）

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事者量数
			地先から 地先まで			

3 物資の保管等の業務（第2条第3号関係）

物資の保管等を行う会 員生協名			
保管施設の所在地・名 称・面積	所在地	名称	面積
保管期間・保管品目・ 数量	保管期間	保管品目	数量

※保管等を行った物資の内容は別様式により報告

4 災害対策本部への派遣職員

派遣する者の所属	氏名	派遣期間	派遣場所
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	